

「議員提出議案第11号 日本政府に核兵器禁止条約への署名

・批准を求める意見書の提出について」賛成討論

核兵器禁止条約の批准国が50カ国に達し、来年1月22日にいよいよ発効することになりました。今年是被爆75年、被爆者の皆さんに素晴らしいプレゼントになりました。

核兵器禁止条約の最も重要な点は、国際的な法規範として初めて、核兵器を違法なものとして、禁止したことです。

核保有国であるアメリカや「核の傘」の下にある国は、この条約に参加していませんから、この条約を守る義務はありません。しかし、国際的な法には国の行動を変える力があります。これまで、生物兵器、化学兵器、対人地雷などの禁止条約が成立しています。こうした条約が成立後、条約に参加していない国もこの種の兵器を簡単には使えなくなりました。

核兵器禁止条約が発効した下で、核軍備を増強したり、ましてや核兵器を使ったりすれば、国際的な非難はあっというまに大きくなるでしょう。

そして来年夏には、延期された核不拡散条約再検討会議が開かれます。核不拡散条約6条には核軍備縮小撤廃の交渉を行うことが義務付けられています。また核保有5大国は自国の核兵器をなくすことを「明確な約束」として合意しています。にもかかわらず、核兵器廃絶の流れは動きませんでした。今、禁止条約を作り、大きく動き出そうとしています。

唯一の戦争被爆国日本が、本当に、核保有国と非保有国の橋渡しをするというなら、禁止条約に参加して、核保有国に参加を呼び掛けることが一番確かな力となります。

議員の皆さま、世界の核兵器廃絶の流れが大きく変わりつつあります。世論調査も国民の6～7割が核兵器禁止条約に参加すべきとっています。

どうぞ、「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について」にご賛同をお願いしまして、賛成討論とします。